

平成24年度、平成25年度、平成26年度の各種ワーキングについて

- 厚生労働省では、平成23年1月に、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置し、短期的課題と中長期的課題を集中的に検討し、同委員会と社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、同年7月に「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめた。
- 「社会的養護の課題と将来像」における提言内容の実現に向けて平成24年度から以下の通り、各種ワーキングを実施している。

(1) 全国里親委託等推進委員会（参考1）

（概要） 里親委託等の推進を図るため、里親委託等の推進方策や里親の養育技術の向上等を図るための調査研究を行い、事例集やマニュアル、研修資料等を作成し、全国の里親支援機関や児童相談所等に提供を行う。（平成24年度より実施）

【平成24年度の取組】

- 「里親委託率アップの取り組み報告書」の作成、配布。
 - ・ 里親委託率が大幅に増加した福岡市と大分県の事例について、取りまとめ。自治体・児相・里親会に配布。
- 「里親 ファミリーホーム養育指針ハンドブック」の作成。
 - ・ 養育指針の解説、里親等が養育に引き付けられるよう事例を収集。自治体・児相・里親会に配布。養育里親更新研修等で活用。

【平成25年度の取組】

- 「里親支援専門相談員及び里親支援機関の活動、里親サロン活動に関する調査報告」を作成。
 - ・ 自治体の里親支援体制とその中の里親支援専門相談員の活動、里親支援機関の活動、里親サロン活動を調査し、そのポイント等について紹介。
- 「IFCO2013大阪世界大会記録集」の作成。
 - ・ 大会の講演やワークショップの内容を記録、家庭養護に関する国際的潮流について紹介。

【平成26年度の取組】

- 平成26年度調査研究報告書として、「①『里親サロン運営マニュアル』、②『里親研修でグループ演習を行うファシリテータのために』、③『委託推進のための基盤づくりの先進的な取り組み』、④『里親リクルートに関する調査報告書(中間報告)』を作成。

(2) 施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ（参考2）

（概要） 児童養護施設と乳児院における小規模化に係る計画の策定を進めることにより、家庭的養護を推進するため、施設の小規模化・地域分散化や養育単位の小規模化についての具体例や工夫を収集・整理し、マニュアルや事例集を作成するとともに、当該マニュアルや事例集について施設や自治体への提供を行う。
（平成24年度に実施）

【平成24年度の実施】

- 「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」の作成。
 - ・ 小規模化等を行う上での留意点を整理し、マニュアル化。
- 「施設の小規模化等事例集」の作成。
 - ・ 児童養護施設における小規模化の6事例、乳児院における小規模化の4事例を収集し、取りまとめ。

(3) ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ（参考3）

（概要） ファミリーホームの設置を推進するために、設置に当たる具体例や工夫などを収集、整理し、マニュアルや事例集を作成するとともに、当該マニュアルや事例集について、自治体や施設への提供を行う。
（平成25年度に実施）

【平成25年度の実施】

- 「ファミリーホームの設置を進めるために」の作成。
 - ・ ファミリーホームの設置を進めるため、設置に当たる具体例や工夫などを収集し、留意すべき点等を整理し、マニュアル化。
- 「ファミリーホーム事例集」、「平成25年度ファミリーホーム実態調査集計結果」の作成。
 - ・ ファミリーホームの先駆的な事例を収集するとともにファミリーホームの現状を調査し、取りまとめ。

(4) 親子関係再構築支援ワーキンググループ（参考4）

（概要） 社会的養護関係施設における親子関係再構築支援の充実を図るため、親子関係再構築支援の取組事例を収集し、留意点を整理した事例集やガイドラインを作成するとともに、当該事例集やガイドラインについて、自治体や施設、児童相談所への提供を行う。（平成24年度より実施）

【平成24年度の取組】

- 「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」の作成。
 - ・ 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童家庭センターにおける親子関係再構築支援の26事例を収集し、留意点等について整理。

【平成25年度の取組】

- 「社会的養護関係施設の親子関係再構築支援ガイドライン」を作成。
 - ・ 児童相談所との連携の方策など、親子関係再構築支援における考え方やその内容について整理。

(5) 施設運営の手引書編集委員会（参考5）

（概要） 施設運営の質の向上を図るために、施設種別ごとの運営指針に基づいた「運営ハンドブック」を作成する。（平成24年度より実施）

【平成24年度、平成25年度の取組】

施設種別ごとの手引書編集委員会において、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や工夫などをまとめた以下の「運営ハンドブック」を編集。（下記の社会的養護関係施設第三者評価等推進研究会が監修。）

- 児童養護施設運営ハンドブック
- 乳児院運営ハンドブック
- 情緒障害児短期治療施設運営ハンドブック
- 児童自立支援施設運営ハンドブック
- 母子生活支援施設運営ハンドブック

(6) 社会的養護関係施設第三者評価等推進研究会（参考6）

（概要） 社会的養護関係施設に義務づけられている第三者評価事業の質の向上や施設の第三者評価・自己評価への取組の推進を図るため、研修会の開催やテキスト等の作成の他、上記の施設運営ハンドブックについての監修などを行う。
（平成24年度より実施）

【平成24年度の取組】

- 「社会的養護関係施設の自己評価と第三者評価の取組」の作成。
 - ・ 施設、第三者評価機関に対して、自己評価と第三者評価の具体的な取り組み方を提示。
- 「社会的養護関係施設の自己評価・第三者評価の手引き」の作成。
 - ・ 施設に対して第三者評価を受審するためのマニュアルとして、評価調査者に対しては養成研修用テキストとして活用。

【平成25年度の取組】

- 「第三者評価基準見直しのための資料」の作成。
 - ・ 施設及び第三者評価機関に対するアンケート調査及びインタビュー調査の集計結果等を分析した内容。平成26年度に第三者評価基準見直しのための資料として使用。

【平成26年度の取組】

- WGを立ち上げ、第三者評価基準の見直しを行う。（共通評価基準解説版、内容評価基準改定版を作成。）

(7) 自立援助ホーム運営指針策定ワーキンググループ

（概要） 児童養護施設等の社会的養護関係施設では、運営指針を平成23年度に策定したが、自立援助ホームは当時、まだ数の増加を目標としていたため、指針を策定しなかった。数が増加してきたことに伴い、自立援助ホーム運営指針の策定を図ることとなる。

【平成26年度の取組】

- WGを立ち上げ、4回の検討会を経て、運営指針案を策定した。

全国里親委託等推進委員会について

1 趣旨

里親委託等の推進を図るため、関係各方面の参画を得て、公益財団法人全国里親会に全国里親委託等推進委員会を設け、関係者による情報共有、意見交換を行うとともに、里親等の養育技術の向上、里親支援及び里親委託等の推進方策の向上を図るための調査研究を行い、里親等からの相談事例、子どもからの意見、児童相談所、里親支援機関等の関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、研修資料等を作成し、全国の里親支援機関や児童相談所等に提供する。

2 検討内容

この取り組みとして、平成24年度は、①里親委託率の増加幅の大きな自治体の取り組みをまとめた事例集「里親委託率アップの取り組み報告書」の作成、②里親等や支援者向けの「里親及びファミリーホーム養育指針」の手引書「里親ファミリーホーム養育指針ハンドブック」の作成を行った。

平成25年度は、①里親支援専門相談員の活動の推進に資するため、里親支援専門相談員と同様に児童相談所とは違う立場から里親委託等の推進を行っている里親支援機関の活動等の調査報告に加え、里親サロンの運営で、里親が集まりやすく、話がしやすいような工夫や課題などの調査を報告し、②平成25年9月に行われた家庭養護に関する世界大会（IFCO2013大阪世界大会）の講演やワークショップの内容を記録し、家庭養護に関する国際的潮流について紹介する報告書を作成した。

平成26年度は、①平成25年度の調査に基づき里親サロン運営にあたって配慮すべきことをまとめた「里親サロン運営マニュアル」、②参加型の里親研修に参考となる「里親研修でグループ演習を行うファシリテーターのために」、③里親支援機関への訪問調査により「委託推進のための基盤づくりの先進的な取り組み」、④児童相談所や民間里親支援機関等を対象に実施した「里親リクルートに関する調査報告書（中間報告）」からなる報告書を作成した。

3 構成（◎は座長）

◎星野 崇	全国里親会会長	御所 伸之	全国里親会副会長
木ノ内博道	全国里親会副会長	草野 恵子	山形県里親会会長(北海道・東北ブロック)
青葉 紘宇	東京養育家庭の会理事長(関東・甲信越ブロック)	二飯田秀一	石川県里親会会長(東海北陸ブロック)
宮川 長生	大阪市里親会会長(近畿ブロック)	河内 美舟	山口県里親会会長(中・四国ブロック)
原田 泉	福岡市里親会常任理事(九州ブロック)	ト蔵 康行	日本ファミリーホーム協議会会長(ざおうホーム)
林 浩康	日本女子大学人間社会学部教授	宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院准教授
横堀 昌子	青山学院女子短期大学子ども学科教授	藤林 武史	福岡市子ども総合相談センター所長
奥田 晃久	東京都児童相談センター相談援助課長	武藤 素明	全国児童養護施設協議会副会長(二葉学園)
摩尼 昌子	全国乳児福祉協議会広報・研修副委員長(ドルカスベビーホーム)		
坂口 明夫	全国児童家庭支援センター協議会副会長(あまぎやま)	川崎二三彦	子どもの虹情報研修センター研究部長

※ 事務局は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の協力を得て、全国里親会が行う。

(参考2)

施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループについて

1 趣旨

「社会的養護の課題と将来像」では、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられ、児童養護施設については、本体施設は全施設を小規模グループケア化するとともに定員を45人以下とし、乳児院についても養育単位の小規模化を進めていくこととされた。また、同時に、本体施設は高機能化し、地域支援の拠点としていくこととされた。

これを受け、児童養護施設と乳児院における家庭的養護を推進するため、マニュアル及び事例集を作成する。

2 検討内容

マニュアルについては、施設の小規模化の意義や課題等をまとめた「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」を、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会取りまとめとし、併せて、都道府県推進計画及び家庭的養護推進計画の策定及び具体的計画期間の明示を柱とした厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」を平成24年11月30日付で各都道府県等に発出した。※ 雇児発1130第3号 平成24年11月30日 各都道府県、指定都市、児童相談所設置市市長宛

事例集等については平成24年度中に取りまとめ、各都道府県等や児童養護施設及び乳児院に発出済。

(スケジュール)

第1回平成24年6月29日 マニュアルの論点整理

第2回 7月25日 マニュアルの議論

第3回 8月27日 マニュアルの取りまとめ

※10月15日 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会においてマニュアルを議論

※11月30日 社会的養護専門委員会での意見を踏まえマニュアルを修正し、社会的養護専門委員会取りまとめするとともに計画の策定及び具体的期間の明示を柱とした厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知を発出

第4回平成25年1月29日 事例集等の議論

第5回 2月28日 事例集について議論し、修正の上発出を確認

3 構成 (◎は座長)

◎宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院准教授

伊達直利 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長

武藤素明 全国児童養護施設協議会制度政策部長、二葉学園・二葉むさしが丘学園統括施設長

沓野一誠 全国児童養護施設協議会調査研究部長、さくら園施設長

横川 哲 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長

児島 充 全国乳児福祉協議会協議員、恵明学園乳児部施設長

(参考3)

ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループについて

1 趣旨

平成24年11月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で発出した「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」では、児童養護施設や乳児院の小規模化を行うとともに、里親委託やファミリーホームの設置推進を図ることとしている。

これは、現在、施設が9割、里親が1割のところ、施設1/3、グループホーム1/3、里親1/3という姿に変えていくため、平成27年度を始期として平成41年度までの15年間で、その実現に向けて計画的に進めていくことにしている。

ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)は、平成21年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居(ファミリーホーム)において、児童の養育を行う制度である。

養育者の住居において行う点で、里親と同様であり、児童5～6人の養育を行う点で、里親を大きくした里親型のグループホームということで生まれた経緯がある。

子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに140か所を整備する目標(平成23年4月現在126か所)となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要であり、将来は1000か所程度を見込んでいる。

このワーキンググループでは、ファミリーホームの設置を推進するため、設置に当たる具体例や工夫などを収集し、留意すべき点等を整理し、設置のための留意事項等を作成するとともに、設置類型毎の事例を収集する。

2 検討内容

- ・設置に当たる具体例や工夫などを収集した事例集の作成
- ・ファミリーホームの実態の把握
- ・設置のための留意事項等の作成

3 構成(◎は座長)

- ◎横堀昌子 青山学院女子短期大学子ども学科教授
- 吉田隆三 アメニティホーム広畑学園施設長
- 栗延雅彦 和泉乳児院施設長
- ト蔵康行 日本ファミリーホーム協議会会長
- 星野 崇 全国里親会
- 河野洋子 大分県中央児童相談所主幹

(参考4)

親子関係再構築支援ワーキンググループについて

1 趣旨

社会的養護の施設においては、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止のため、また、家庭復帰はしない場合でも親子関係の回復のため、さらに親子分離に至らない段階での親支援のため、虐待防止の保護者援助プログラムを含め、親子関係の再構築支援が重要である。子どもにとって、その生い立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、親子関係の再構築について、子どもに対する支援も必要である。

親子関係再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら、社会的養護の地域支援の拠点として、その取組を推進する。また、児童家庭支援センターも、施設と地域をつなぐ拠点として、親子関係の再構築支援における役割の充実が期待されている。

平成23年7月の「社会的養護の課題と将来像」では、地域支援の役割を高めていく社会的養護の施設の方向性として、施設による親子関係の再構築支援の充実を掲げ、効果的な手法の開発・普及、支援者のスキルの向上、体制整備の推進、児童相談所との連携などを図っていくこととした。

このワーキンググループは、これらの社会的養護の施設における親子関係の再構築支援の充実を図るため、施設が児童相談所との連携の下に行う親子関係の再構築支援について、平成24年度に発足した。平成24年度は取組事例を収集し、留意すべき点などを整理し、事例集を作成した。平成25年度は、事例集を作成する過程での検討を通して明確化してきた支援についての考え方や内容を基にガイドラインを作成する。

2 検討内容

- (1) 施設による親子関係再構築支援の取組事例の収集
- (2) 施設による親子関係再構築支援のガイドラインの作成

3 構成 (◎は座長)

◎ 犬塚 峰子	大正大学人間学部臨床心理学科教授
山本 恒雄	日本子ども家庭総合研究所 家庭福祉担当部長
松永 忠	児童養護施設 光の園施設長
塩田 規子	児童養護施設 救世軍世光寮副施設長
軀川 恒	乳児院 かのや乳児院施設長 (平成24年度は、谷本 恭子 乳児院 高知聖園ベビーホーム施設長)
山元 喜久江	乳児院 広島乳児院施設長
平岡 篤武	情緒障害児短期治療施設 吉原林間学園施設長
相澤 孝予	国立きぬ川学院 調査課長
川崎 今日子	母子生活支援施設 野菊荘主任母子支援員
藤井 美憲	児童家庭支援センター 愛泉こども家庭センター長
鈴木 浩之	児童相談所 神奈川県中央児童相談所 子ども相談課長
管野 道英	児童相談所 滋賀県彦根子ども家庭相談センター長

(参考5)

施設運営の手引書編集委員会について

1 趣旨

平成24年3月に各施設種別で運営指針が策定された。この運営指針を基に参考事例等の共有化も含め、言語化、文書化を進め、社会的養護の施設の運営の質の向上を図るため、施設運営指針に基づき、それを掘り下げて、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や知恵などを加え、わかりやすく説明する手引書を作成する。平成24年度から2年間で編集を行い、平成25年度末に作成を終え、完成物は厚生労働省ホームページ上に掲載した。

2 検討内容

各種別ごとの手引書編集委員会で編集し、「第三者評価等推進研究会」で監修する。読者対象は、施設職員、社会的養護関係者、第三者評価機関調査者とし、手引書名称は「運営ハンドブック」とした。運営指針でも共通内容となっている「社会的養護の理念と原理」については、事務局（家庭福祉課）で作成し、5施設共通のものとする事とした。

3 構成（施設種別ごと ◎は座長）

児童養護施設	◎平井誠敏、吉田隆三、丑久保恒行、太田一平、沓野一誠、横川聖、福田雅章、村瀬嘉代子
乳児院	◎平田ルリ子、今田義夫、栗延雅彦、都留和光、増沢高
情緒障害児短期治療施設	◎高田治、青木正博、滝川一廣、福永政治、辻亨、塩見守、下木猛史、平田美音
児童自立支援施設	◎相澤仁、田中康雄、豊岡敬、野田正人、吉川正美、西浪祥子、鈴木崇之
母子生活支援施設	◎菅田賢治、青戸和喜、大澤正男、芹沢出、森脇晋、山辺朗子、湯澤直美

(参考6)

社会的養護関係施設第三者評価等推進研究会について

1 趣旨

平成23年7月の「社会的養護の課題と将来像」に基づき、社会的養護の施設の運営の質の向上を図るため、社会的養護関係施設においては、平成24年度から、3年に1度の第三者評価の受審及び毎年度の自己評価の実施が義務化され、これにあわせて社会的養護の各施設の第三者評価基準が定められるとともに、社会的養護関係施設第三者評価機関の認証等の仕組みが定められた。

この研究会は、社会的養護の施設運営指針及び第三者評価基準の策定検討に携わった施設運営指針等ワーキンググループの各座長及び学識経験者に加え、社会的養護施設の第三者評価に経験と識見を有する評価調査者の参画を得て、評価のフォローアップ、今後の評価基準の見直しに向けた論点の蓄積等を行い、社会的養護第三者評価事業の評価の質の向上や、各施設の取組の推進を図ることを目的として、平成24年度に発足した。平成24年度は、自己評価や第三者評価の理解のための施設及び評価調査者養成研修用のテキストとして、「自己評価、第三者評価の手引き」を作成した。平成25年度は評価基準見直しのために調査を行い、それを元に平成26年度に第三者評価基準の改定を行う。

2 構成（◎は座長）

◎柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
武藤 素明	全国児童養護施設協議会副会長 二葉学園統括施設長
福田 雅章	社会福祉法人養徳園総合施設長
平田ルリ子	全国乳児福祉協議会副会長 清心乳児園施設長
高田 治	全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長 横浜いずみ学園施設長
相澤 仁	全国児童自立支援施設協議会顧問 国立武蔵野学院院長
菅田 賢治	全国母子生活支援施設協議会副会長 仙台市社会事業協会事務局長
岡田 賢宏	NPO法人福祉経営ネットワーク事務局長
藤本 勝彦	大阪府社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価センター評価調査者
坂口 繁治	岩手県社会福祉協議会評価調査者 坂口社会福祉士事務所所長
田崎 基	新潟県社会福祉士会評価調査者
新津ふみ子	日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科客員教授

(参考7)

社会的養護関係施設第三者評価基準見直しワーキンググループ

1 見直しの背景

- ・社会的養護関係施設の第三者評価は、通知により、概ね3年ごとの見直しを行うこととなっている。
- ・平成26年4月に福祉サービス全体の共通評価基準が53項目から45項目へ改定したことも受け、社会的養護関係施設の第三者評価共通評価基準の解説版の作成及び内容評価基準の見直しを行うこととなった。

2 見直しの方法

- ・平成26年6月、5施設及び評価機関代表者で構成される第三者評価等推進研究会において、見直しのルールを決め、7月に施設種別毎にワーキンググループを立ち上げ、それぞれで共通評価基準解説版及び内容評価基準改定版の検討を行った。
- ・施設種別毎に4回のワーキンググループを開催し、見直された共通評価基準解説版と内容評価基準改定版は、11月、第三者評価等推進研究会において、擦り合わせが行われ、全国推進組織(全国社会福祉協議会)に設置された「福祉サービスの質の向上推進委員会」において、承認され、平成27年2月、通知として発出されることとなった。

3 見直しの内容

- ・社会的養護関係施設の第三者評価基準は、運営指針の項目の並び順に合わせ、共通評価基準と内容評価基準を一体となるように溶け込ませていたが、平成26年4月の改正通知により福祉サービス全体の第三者評価の推進を図るため、共通評価基準(介護や障害、保育施設等と共通であり、自由に策定できない基準)と内容評価基準(共通評価基準の付加基準で、各施設種毎に策定できる基準)に分けることとした。
- ・共通評価基準は、社会的養護関係施設での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらぬように配慮して、福祉サービスの共通評価基準を、言葉の置き換え、内容の加筆・削除等を行い、社会的養護関係施設の共通評価基準解説版を作成した。
- ・共通評価基準では、評価項目の整理・統合が行われ、着眼点の配置を変え、解説事項についても、目的、趣旨・解説、評価の留意点を明確に区分し、評価項目の理解が図られるように内容の拡充が行われているが、これを受けて、社会的養護関係施設の内容評価基準も同様の整理や修正を行った。
- ・内容評価基準の改定では、評価機関や各種別施設から第三者評価や自己評価を実施する際に、
 - ①評価項目や着眼点の数が多し。重複している評価項目や着眼点については一つにまとめる必要がある。
 - ②意味を理解しやすい文章となるように表現などを修正する必要がある。
 - ③全施設種別で共通的に取り組むべき事項については共通化する必要がある。等の事前調査で上がっていた意見を反映し、評価基準の整理を行った。

社会的養護関係施設第三者評価基準見直しWGの検討経過

- 社会的養護関係施設第三者評価基準については、3年毎に見直すこととなっている。
(平成24年3月29日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知)
- 平成26年4月に福祉サービス全体の共通評価基準が、53項目から45項目に改定。
(平成26年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知)
- 平成26年6月23日 平成26年度第1回第三者評価等推進研究会開催。
 - ・[児童養護WG] 7/22,8/18,9/11,10/6(4回)
 - ・[乳児院WG] 7/22,8/29,9/22,10/16(4回)
 - ・[情短施設WG] 7/24,8/29,9/30,10/23(4回)
 - ・[児童自立支援施設WG] 7/14,8/13,9/4,10/7(4回)
 - ・[母子生活支援施設WG] 7/25,8/26,10/8,11/6(4回)
- 平成26年11月19日 平成26年度第2回第三者評価等推進研究会開催

第三者評価基準見直しワーキンググループ

◎は座長

- 児童養護施設WG (◎武藤素明、福田雅章、則武直美、側垣二也、高橋誠一郎、山縣文治、岡田賢宏、新津ふみ子)
- 乳児院WG (◎平田ルリ子、横川哲、水谷暢子、甲斐國英、本間正彦、潮谷恵美、藤本勝彦)
- 情緒障害児短期治療施設WG (◎高田治、平田美音、松風勝代、白土隆司、細江逸雄、坂口繁治)
- 児童自立支援施設WG (◎相澤仁、梶原敦、井苅献太、田中進、吉川正美、野田正人、新津ふみ子、岡田賢宏)
- 母子生活支援施設WG (◎菅田賢治、大澤正男、廣瀬みどり、芹澤出、乙部公裕、山辺朗子、田崎基)

第三者評価等推進研究会(厚労省)・児童部会社会的養護小委員会(全社協)
柏女靈峰委員長+5WG座長+5評価調査者

福祉サービスの質の向上推進委員会(第三者評価全国推進組織:全国社会福祉協議会)

平成27年2月17日
通知発出

評価調査者継続研修・評価調査者養成研修(全社協)

旧評価基準と新評価基準の比較

旧評価基準 (運営指針各論に沿った並び順)		児童養護施設		乳児院		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
		共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容
1	養育・支援	1	30	1	19	1	28	1	28	1	23
2	家族への支援		3		3		3		3		
3	自立支援計画、記録	6		6		6		6		6	1
4	権利擁護	8	10	8	4	8	11	8	10	8	7
5	事故防止と安全対策	3		3		3		3		3	1
6	関係機関連携・地域支援	7	1	7		7		7	1	7	
7	職員の資質向上	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1
8	施設の運営	25		25		25		25		25	
共通評価・内容評価各項目数		53	45	53	27	53	43	53	43	53	33
評価基準合計項目数		98		80		96		96		86	

新評価基準 (共通評価基準に沿った並び順)		児童養護施設		乳児院		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
		共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容
I	支援の基本方針と組織	1	理念・基本方針	1		1		1		1	
		2	経営状況の把握	2		2		2		2	
		4	3事業計画の策定	4		4		4		4	
		2	4支援の質の向上への組織的・計画的な取り組み	2		2		2		2	
II	組織の運営管理	4	1施設長の責任とリーダーシップ	4		4		4		4	
		7	2人材の確保・育成	7		7		7		7	
		2	3運営の透明性の確保	2		2		2		2	
		5	4地域との交流、地域貢献	5		5		5		5	
III	適切な支援の実施	12	1子ども本位の支援	12	4	12	16	12	15	12	9
		6	2支援の質の確保	6	18	6	26	6	26	6	19
共通評価・内容評価各項目数		45	41	45	22	45	42	45	41	45	28
評価基準合計項目数		86		67		87		86		73	

自立援助ホーム運営指針策定ワーキンググループ

1 趣旨

- ・「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月)において、施設の運営や里親の養育の質の向上を図るため、指針を策定するよう提言がなされた。
- ・そのため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の各運営指針及び里親・ファミリーホーム養育指針を策定した。
- ・平成26年度には自立援助ホームが100施設を超えたことを契機として運営の質の向上を図る必要から、自立援助ホームにおいても、他の社会的養護関係施設等と同様にワーキンググループを立ち上げ運営指針の策定を行うこととした。

2 構成 (◎は座長)

- ◎高橋一正(ふくろうの家／協議会副会長・研修委員長)
- 平井誠敏(慈泉寮／協議会副会長)
- 恒松大輔(あすなろ荘／協議会事務局長)
- 前川礼彦(湘南つばさの家／協議会調査研究委員長)
- 村井美紀(東京国際大学准教授)

3 内容

- ・4回の検討会(9/29、10/21、11/11、12/11)を経て、運営指針案を策定した。

第Ⅰ部 総論

1. 目的
2. 社会的養護の基本理念と原理
3. 自立援助ホームの役割と理念
4. 利用者
5. 支援のあり方の基本
6. 自立援助ホームの将来像

第Ⅱ部 各論

1. 支援
2. 自立支援計画、記録
3. 利用者の権利擁護
4. 事故防止と安全対策
5. 関係機関連携・地域支援
6. スタッフの資質向上
7. ホームの運営